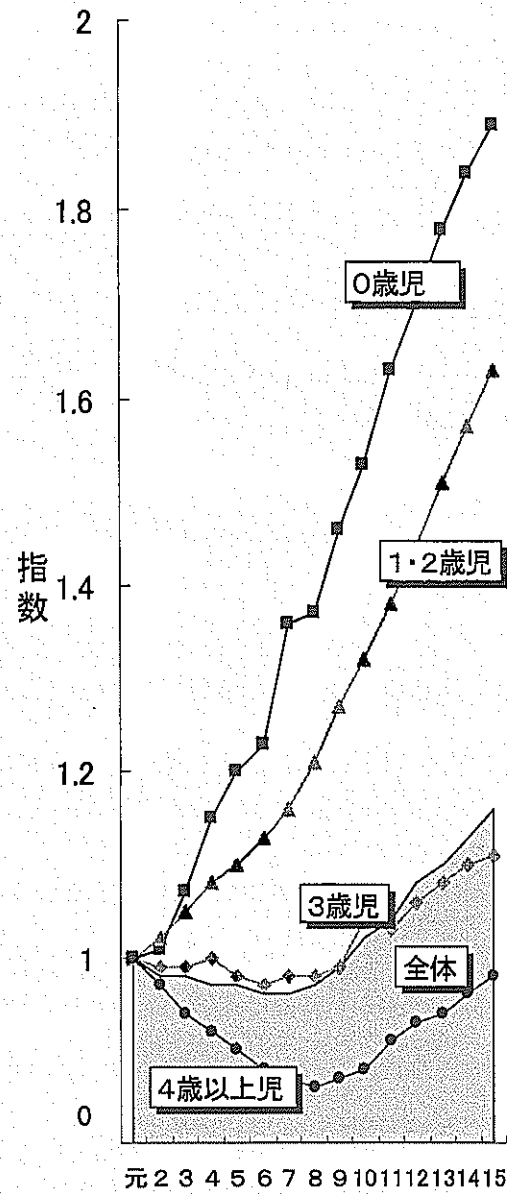
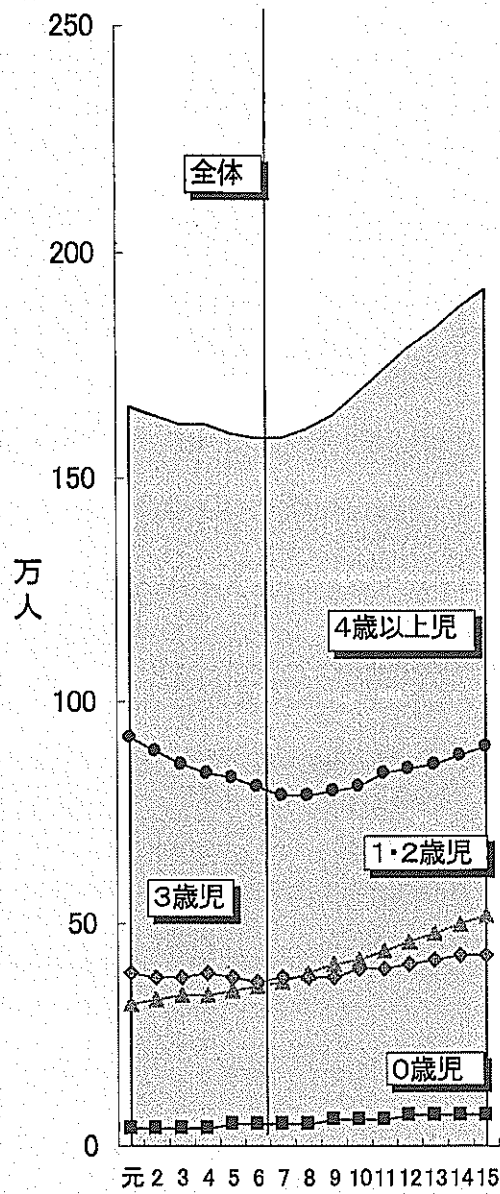


利用児童数；万人（4月1日現在）

伸び率；指数；元=1（4月1日現在）



新エンゼルプランの着実な推進

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度概算要求	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	(59.3) 59.8万人	(62.4) 61.8万人	64.4万人	67.4万人	70.4万人	68万人
○延長保育の推進	(8,052) 8,000か所	(9,431) 9,000か所	10,000か所	11,500か所	13,500か所	10,000か所
○休日保育の推進	(152) 100か所	(271) 200か所	450か所	500か所	750か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132) 200市町村	(206) 275市町村	350市町村	425市町村	500市町村	500市町村
○多機能保育所等の整備	(333) 305か所 11' 補正 88か所 計 393か所	(291) 298か所 12' 補正 88か所 累計 779か所	268か所 13' 1次補正 83か所 13' 2次補正 76か所 累計 1,206か所	268か所 14' 補正 48か所 累計 1,522か所	268か所 累計 1,790か所 総計 【2,180か所】	計 2,000か所
○地域子育て支援センターの整備	(1,376) 1,800か所	(1,791) 2,100か所	2,400か所	2,700か所	3,000か所	3,000か所
○一時保育の推進	(1,700) 1,800か所	(3,068) 2,500か所	3,500か所	4,500か所	5,000か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	(116) 82か所	(193) 182か所	286か所	355か所	385か所	180か所
○放課後児童クラブの推進	(9,401) 9,500か所	(9,873) 10,000か所	10,800か所	11,600か所	12,400か所	11,500か所
○フレール・テレフォン事業の整備	(39) 39都道府県	(43) 43都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	(24) 24都道府県	(33) 33都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	(14) 13都道府県	(16) 20都道府県	28都道府県	37都道府県	47都道府県	47都道府県
○小児救急医療支援の推進	(51) 240地区	(74) 240地区	300地区	300地区	300地区	13年度) 360地区 2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	(18) 24か所	(24) 30か所	36か所	42か所	47か所	47か所

- (注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、16年度においては、保育所の受入れ児童数を約5万人増加させることとしている。
 2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所及び16年度の総計【 】については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。
 3. 12年度、13年度の上段()は実績値。

4. 規制緩和による保育サービスの推進

- 女性の社会進出、保育需要の高まり、企業の保育サービスへの参入意欲などがあり、総合規制改革会議等様々な場で、保育に係る規制緩和が論議。厚生労働省としても、保育の質に配慮しつつ、保育供給増に資する規制緩和等を実施。

1 設置主体制限の撤廃 (12年)

市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社、学校法人などによる保育所設置を可能とした

12年3月～15年4月 株式・有限会社立28件等合計106件

2 賃貸方式の導入 (12年)

自己所有が原則だった土地建物について、民間からの貸与を導入

12年3月～15年4月 土地貸与126件、建物貸与51件

3 小規模の保育所の設置促進

①保育所分園の導入 (10年)

平成14年において、分園の定員規制（従前30人未満）及び分園数規制の緩和（従前2まで）、分園のみの民間委託、分園の開所時間の柔軟化

10年4月～15年3月 180件

②小規模保育所の最低定員を30人から20人に引下げ (12年)

20人～30人の保育所 12年3月～15年4月 42件

4 短時間勤務保育士の導入の拡大

①保育士定数の一部に、短時間勤務者を充てることを可能とした (10年)

②その割合を拡充 (13年)

③保育士定数の2割未満とする規制を撤廃 (14年)

5 公設民営方式の促進

- ①公立保育所の運営委託先制限を撤廃（13年）
- ②民間貸与を目的とした自治体による保育所整備を補助対象化、公有財産活用
・PFIマニュアルを策定（13年）
公設民営保育所 406件（14年8月累計）
- ③平成13年11月に成立した改正児童福祉法において、公設民営型保育所の設置促進を規定。

6 定員の弾力化

- ・4月は定員+15%まで、5月以降は定員+25%まで受入可能
- ・10月以降は保育士数や部屋面積等の基準内で定員と関わりなく受入可能

7 家庭的保育事業の導入

保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育事業を導入、14年度から受入可能児童数を拡大（3人→5人）

8 待機児童の多い地域における設備基準の弾力化

- ①園庭は付近の広場や公園で代用可とする扱いを明確化
- ②0、1歳児を受け入れる場合の1人当たりの部屋面積を明確化

9 防火・避難基準の緩和（15年）

- ①保育室等2階設置の場合における準耐火建築物の許容（従前耐火建築物）
- ②保育室等2階以上設置の場合における階段等に係る規制の緩和
- ③スプリンクラー等設置の場合における調理室の防火区画制限の撤廃

5. 認可外保育施設の現状

(1) 基本スタンス

- 質の高い認可外保育施設が認可保育所へ移行できる条件整備が基本。なお、設置主体制限撤廃以降、平成14年10月までに75か所の施設が認可化。

認可保育所	認可外保育施設
施設数 22千カ所	6千カ所（1千カ所）
児童数 1,915千人	169千人（26千人） ※ 事業所内保育施設は除く。 ※ () 内はベビーホテルの数

平成14年

(2) 認可外保育施設に対する指導監督

- 平成12年の神奈川県大和市の認可外保育施設における児童傷害致死事件を契機に、認可外保育施設の指導監督を強化するとともに、次の事業を実施。
 - ・ 保育従事者に対する研修
 - ・ 認可外施設利用者に対する認可保育所による相談援助、発達チェック
 - ・ 認可外保育施設施設職員に対する健康診断
- 平成13年11月に成立した改正児童福祉法において、
 - ・ 都道府県知事への事業開始の届出制を創設
 - ・ 都道府県への運営状況の報告を義務づけ、都道府県が得た情報の公表
 - ・ 新たに、改善勧告、改善勧告に従わない場合の公表
 等が規定され、認可外保育施設に対して監督強化。平成14年10月施行。

(3) 自治体における単独施策

- 待機児童の解消や、低年齢児保育・延長保育といった多様な保育ニーズに対応するため、独自の基準を満たしている施設に対し、地方自治体が単独で補助を行う取組。東京都の認証保育所、横浜市の横浜保育室等。

- ・ 東京都認証保育所の特徴

0歳児保育の実施、13時間開所、利用者と保育所の直接契約 等

(か所数：106か所（平成15年9月1日現在）)